**静岡県告示第209号**

　介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号）の一部を次のように改正する。

　　令和４年３月25日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

　別表１地域密着型サービス等整備助成事業の項中

「

| | | |
|---|---|---|
| ⑽　施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの | １施設当たり | 11,900,000円（他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、１施設当たり595,000円を加算する。） |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| ⑾　施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの | １施設当たり | 11,900,000円（他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、１施設当たり595,000円を加算する。） |
| ⑿　小規模介護付きホーム | 定員１人当たり | 4,480,000円（他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員１人当たり224,000円を加算する。） |

」に改め、⑼を⑽とし、⑵から⑻までを⑶から⑼までとし、⑴の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| ⑵　小規模介護老人保健施設 | １施設当たり | 56,000,000円（他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、１施設当たり2,800,000円を加算する。） |

別表１地域密着型サービス等整備助成事業の項に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に係る事業であって、知事が別に定める要件を満たすもの | 大規模特別養護老人ホーム | 定員１人当たり | 1,128,000円 |

別表１介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の項中

「

| | | |
|---|---|---|
| (7)　小規模介護医療院 | | |
| (8)　認知症高齢者グループホーム | | |
| (9)　小規模多機能型居宅介護事業所 | 宿泊定員１人当たり | |
| (10)　看護小規模多機能型居宅介護事業所 | | |
| (11)　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | １施設当たり | 14,000,000円 |
| (12)　訪問看護事業所であって、知事が別に定める要件を満たすもの | １施設当たり | 4,200,000円 |
| (13)　施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの | １施設当たり | 4,200,000円 |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| (7)　小規模介護老人保健施設 | | |
| (8)　小規模介護医療院 | | |
| (9)　認知症高齢者グループホーム | | |
| (10)　小規模多機能型居宅介護事業所 | 宿泊定員１人当たり | |
| (11)　看護小規模多機能型居宅介護事業所 | | |
| (12)　小規模介護付きホーム | 定員１人当たり | |
| (13)　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | １施設当たり | 14,000,000円 |
| (14)　訪問看護事業所であって、知事が別に定める要件を満たすもの | １施設当たり | 4,200,000円 |
| (15)　施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの | | |

」に、

「

| |
|---|
| (2)　認知症高齢者グループホーム |

」を

「

| |
|---|
| (2)　大規模介護付きホーム |
| (3)　地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 |
| (4)　認知症高齢者グループホーム |

」に改め、同表既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の項中

「

| |
|---|
| ⑵　認知症高齢者グループホーム |

」を

「

| |
|---|
| ⑵　大規模介護老人保健施設 |
| ⑶　認知症高齢者グループホーム |

」に改め、同表介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の項中「２方向から出入りできる家族面会室の整備」を「家族面会室の整備等」に改め、同表備考１の表中

「

| | |
|---|---|
| 大規模修繕 | 本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次のいずれかに該当する整備をすること。<br>⑴　一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事<br>⑵　一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事<br>※　一定年数は、おおむね10年とする。 |

」を

「

| | |
|---|---|
| 大規模修繕 | 本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次のいずれか（大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に係る事業にあっては、⑴又は⑵）に該当する整備をすること。<br>⑴　一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事<br>⑵　一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事<br>⑶　気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事<br>⑷　居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事<br>⑸　活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等又はアスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事<br>⑹　消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備<br>⑺　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備<br>⑻　県又は市町が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等<br>⑼　施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等施設等の基盤整備を図るための改修工事<br>⑽　特に必要と認められる上記に準ずる工事<br>※　一定年数は、おおむね10年とする。 |
| 耐　震　化 | 本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事をすること。 |

」に改める。

別表２の１を次のように改める。

1　地域密着型サービス等整備助成事業

⑴　事業者に補助するもの

| 事業の内容 | 対象施設 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率（額） |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に係る事業 | 大規模特別養護老人ホーム | 静岡県計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。ただし、次に掲げる経費を除く。<br>⑴　既に実施している事業に係る経費<br>⑵　他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費<br>⑶　土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費<br>⑷　職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費<br>⑸　その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 | 別表１に掲げる基準単価（別表３区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの）により算出された額 | 補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内 |

⑵　事業者に補助する市町に対して補助するもの

<table>
<tr><th>事業の内容</th><th>対象施設</th><th>補助対象経費</th><th>補助基準額</th><th>補助率（額）</th></tr>
<tr><td>施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業</td><td>⑴　地域密着型特別養護老人ホーム<br>⑵　小規模介護老人保健施設<br>⑶　小規模介護医療院<br>⑷　認知症高齢者グループホーム<br>⑸　小規模多機能型居宅介護事業所<br>⑹　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所<br>⑺　看護小規模多機能型居宅介護事業所<br>⑻　認知症対応型通所介護事業所<br>⑼　介護予防拠点<br>⑽　地域包括支援センター<br>⑾　施設内保育施設<br>⑿　小規模介護付きホーム</td><td rowspan="2">静岡県計画及び市町計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。<br>⑴　既に実施している事業に係る経費<br>⑵　他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費<br>⑶　土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費<br>⑷　職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費<br>⑸　その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</td><td rowspan="2">別表１に掲げる基準単価（別表３区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの）により算出された額</td><td rowspan="2">補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内</td></tr>
<tr><td>空き家を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業</td><td>認知症高齢者グループホーム</td></tr>
</table>

⑶　市町等に補助するもの

| 事業の内容 | 対象施設 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率（額） |
|---|---|---|---|---|
| 施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業 | ⑴　地域密着型特別養護老人ホーム<br>⑵　小規模介護老人保健施設<br>⑶　小規模介護医療院<br>⑷　認知症高齢者グループホーム<br>⑸　小規模多機能型居宅介護事業所<br>⑹　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所<br>⑺　看護小規模多機能型居宅介護事業所<br>⑻　認知症対応型通所介護事業所<br>⑼　介護予防拠点<br>⑽　地域包括支援センター<br>⑾　施設内保育施設<br>⑿　小規模介護付きホーム | 静岡県計画及び市町計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。ただし、次に掲げる経費を除く。<br>⑴　既に実施している事業に係る経費<br>⑵　他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費<br>⑶　土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費<br>⑷　職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費<br>⑸　その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 | 別表１に掲げる基準単価（別表３区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの）により算出された額 | 補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内 |
| 空き家を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業 | 認知症高齢者グループホーム | | | |
| 介護施設等の創設を条件に行う広 | 大規模特別養護老人ホーム | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 域型施設の大規模修繕・耐震化整備に係る事業 | | | | |

別表２の２⑴中

「大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所」を「⑴　大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所
⑵　大規模介護付きホーム」に改め、同表２⑵中

「⑵　小規模介護医療院
⑶　認知症高齢者グループホーム
⑷　小規模多機能型居宅介護事業所
⑸　看護小規模多機能型居宅介護事業所
⑹　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
⑺　訪問看護事業所
⑻　施設内保育施設」を「⑵　小規模介護老人保健施設
⑶　小規模介護医療院
⑷　認知症高齢者グループホーム
⑸　小規模多機能型居宅介護事業所
⑹　看護小規模多機能型居宅介護事業所
⑺　小規模介護付きホーム
⑻　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
⑼　訪問看護事業所
⑽　施設内保育施設」に、

「認知症高齢者グループホーム」を「⑴　地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所
⑵　認知症高齢者グループホーム」に改め、同表２⑶中

| | | | |
|---|---|---|---|
| 「⑺　小規模介護医療院<br>⑻　認知症高齢者グループホーム<br>⑼　小規模多機能型居宅介護事業所<br>⑽　看護小規模多機能型居宅介護事業所<br>⑾　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所<br>⑿　訪問看護事業所<br>⒀　施設内保育施設」 | を | 「⑺　小規模介護老人保健施設<br>⑻　小規模介護医療院<br>⑼　認知症高齢者グループホーム<br>⑽　小規模多機能型居宅介護事業所<br>⑾　看護小規模多機能型居宅介護事業所<br>⑿　小規模介護付きホーム<br>⒀　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所<br>⒁　訪問看護事業所<br>⒂　施設内保育施設」 | に、 |
| 「⑵　認知症高齢者グループホーム」 | を | 「⑵　大規模介護付きホーム<br>⑶　地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所<br>⑷　認知症高齢者グループホーム」 | に改め、同表３⑴中 |
| 「大規模特別養護老人ホーム」 | を | 「⑴　大規模特別養護老人ホーム<br>⑵　大規模介護老人保健施設」 | に改め、同表３⑶中 |
| 「⑵　認知症高齢者グループホーム」 | を | 「⑵　大規模介護老人保健施設<br>⑶　認知症高齢者グループホーム」 | に改め、同表４中 |

「２方向から出入りできる家族面会室の整備」を「家族面会室の整備等」に改める。

様式第２号中

「

| |
|---|
| 地域密着型サービス等整備助成事業 |
| 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 |
| 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 |

」を

「

| |
|---|
| 地域密着型サービス等整備助成事業（創設増床等、空き家活用、大規模修繕） |
| 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（開設準備、介護老人保健施設等へ転換、介護医療院へ転換、介護ロボット・ＩＣＴ） |
| 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（プライバシー改修、介護老人保健施設等へ転換、介護医療院へ転換、看取り環境整備） |

」に改める。

附　則

1　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

2　この告示の施行前にこの告示による改正前の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。